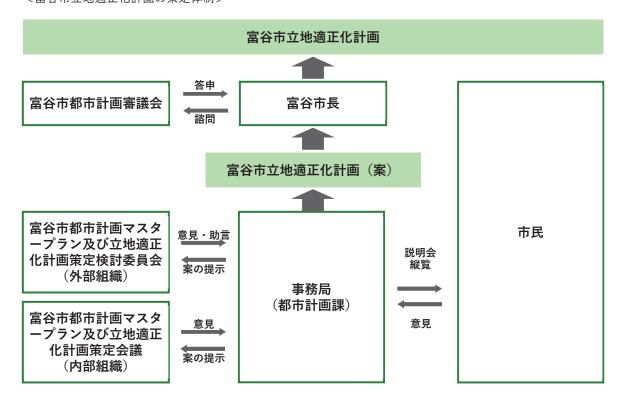
資料編

資料編では、富谷市立地適正化計画の策定体制や計画書内 の用語について記載しています。

(1) 策定体制

本計画の検討組織は、事務局のほか、学識経験者や各種関係機関の職員などで組織する「富谷市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画策定検討委員会」と、市の職員で組織する「富谷市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画策定会議」によって構成されます。委員会等で検討した案は、説明会や縦覧等による市民意見の取り入れを行ったのち、富谷市都市計画審議会において審議され、「富谷市立地適正化計画」が決定されます。

<富谷市立地適正化計画の策定体制>



(2) 策定経緯

令和 4 年度

年月日	会議等	内容
令和 4 年 7 月 25 日	第1回策定検討委員会	・都市の将来像及び将来都市構造について
令和4年8月19日	第1回策定会議	・都市の将来像及び将来都市構造について
令和4年11月2日	第2回策定検討委員会	・都市計画マスタープラン 部門別 方針について ・立地適正化計画 誘導区域設定等 について ・第1回委員会の意見に関する対応に ついて
令和4年11月18日	第2回策定会議	・都市計画マスタープラン 部門別 方針について ・立地適正化計画 誘導区域設定等 について
令和 4 年 12 月 23 日	第3回策定検討委員会	・第2回委員会の意見に関する対応について・都市計画マスタープラン全体構想(案)について・立地適正化計画(案)について
令和5年1月13日	第3回策定会議	・都市計画マスタープラン全体構想 (案)について・立地適正化計画(案)について
令和5年1月18日	説明会	・都市計画マスタープラン全体構想 (案)について ・立地適正化計画(案)について
令和5年1月24日 ~ 2月7日	縦覧	・都市計画マスタープラン全体構想 (案)について ・立地適正化計画(案)について
令和5年2月10日	第4回策定検討委員会	・第3回委員会の意見に関する対応に ついて ・説明会及び縦覧の結果について
令和5年2月17日	第4回策定会議	・第3回会議の意見に関する対応について ・説明会及び縦覧の結果について
令和5年2月24日	富谷市都市計画審議会	・都市計画マスタープラン全体構想 (案)について・立地適正化計画(案)について

<富谷市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画策定検討委員会 委員名簿>

氏名	役職等	備考
風見 正三	宮城大学 理事兼副学長	委員長
宮原 育子	宮城学院女子大学 教授	副委員長
佐々木 秀之	宮城大学 准教授	
松田 勝幸	くろかわ商工会 富谷支部長	
小松 明巳	おんないん会 会長	
鈴木 俊介	宮城交通㈱ 次長兼計画課長	
加勢 幸美	東向陽台小学校 校長	
新木 順子	婦人防火クラブ 会長	
田中 誠柳	仙台河川国道事務所 所長	
三浦 麻美	富谷第二中学校 PTA 会長	

<富谷市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画策定会議 委員名簿>

氏名	役職等	備考
若生 裕俊	市長	会長
稲村 伸	副市長	副会長
及川 芳彦	教育長	
尾形 昭範	技監	
三浦 敏	教育次長	
石井 真吾	企画部長	
富澤・裕	総務部長	
須藤 弥生	市民生活部長	
菅原 順子	保健福祉部長	
狩野 悦子	保健福祉部次長	
吉田 尚樹	経済産業部長	
渡邉 正弘	建設部長	
相澤 美和	教育部長	
高清水 英樹	市民公室長	

<富谷市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画策定検討委員会・策定会議 事務局名簿>

氏名	役職等		備考
髙田 浩幸	都市計画課	課長	
三浦 郁	都市計画課	課長補佐	
渡辺 裕貴	都市計画課	技術主幹	
三浦 隆祐	都市計画課	技師	

(3) 用語集

あ行

■インフラ

インフラストラクチャーの略語で、道路や上下水道などの基盤施設。

か行

■開発行為

主として建築物や工作物を建設する目的で行う土地の区画形質の変更。

■家屋倒壊等氾濫想定区域

洪水時に家屋の流出・倒壊をもたらすような氾濫が発生するおそれがある区域。

■急傾斜地崩壊危険区域

急傾斜地の崩壊から住民の生命を保護するため、がけの勾配が30度以上で、かつ高さが5m以上のがけ地のうち、一定の行為を制限する必要がある土地について「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき都道府県知事が指定した区域。

■狭隘道路

幅員4m未満の道路。

■国土利用計画

「国土利用計画法」に基づき、国・都道府県・市町村がそれぞれ国土の利用に関し必要な事項について定める計画。自然的、社会的、経済的、文化的といった様々な条件を十分に考慮しながら、総合的、長期的な観点に立って、公共の福祉の優先、自然環境の保全が図られた国土の有効利用を図ることを基本理念としている。

■コンパクトシティ・プラス・ネットワーク

人口減少・高齢化が進む地方都市で、地域の活力を維持しながら医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携したまちのあり方。

さ行

■サイクルアンドバスライド

出発地点(自宅など)から自転車で最寄りのバス停まで行き、バス停付近の駐輪場に 駐輪し、バスに乗り換えて目的地に向かうシステム。

■自然公園

優れた自然風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、国民の保健休養及び 教化に資することを目的に、自然公園法に基づき指定される公園。国立公園、国定公園、 都道府県立自然公園の3つに区分される。

■浸水実績

令和元年東日本台風により浸水や冠水がみられた地区。

■浸水想定区域

水防法第 14 条に基づき、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域。

■市街化区域

都市計画法第7条第2項で規定される、すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

■市街化調整区域

都市計画法第7条第3項で規定される、市街化を抑制すべき区域。

■仙塩広域都市計画区域

行政区域を超えた一体の都市として総合的に整備、開発及び保全を行うために、仙台市、塩竈市、名取市、多賀城市、岩沼市、富谷市、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、 大衡村の6市4町1村において定められた区域。

■総合計画

市町村自治における最上位計画で、総合的かつ計画的なまちづくりの指針となるもの。

た行

■大規模盛土造成地

「宅地造成等規制法」で定める盛土の面積が 3,000 ㎡以上の谷埋め型大規模盛土造成地または、盛土をする前の地盤面に対する角度が 20 度以上かつ、盛土の高さが 5m以上の腹付け型大規模盛土造成地。

■地域地区

都市計画法で定められた土地の区分。都市計画区域内の土地を類別し、建築物などについて必要な制限を行うことによって、土地を合理的に利用する目的で定めるもの。具体的には用途地域、特別用途地区、高度地区、高度利用地区、都市再生特別地区、防火地域、準防火地域、風致地区、地区計画などがある。

■地区計画

地区の特性に応じて、良好な都市環境の形成を図るために、必要な事項を定める地区 レベルの都市計画。

■地方創生総合戦略

まち・ひと・しごと創生法により策定が定められている、国との適切な役割分担の下、 市町村の実情に応じた施策の実施等が記載された、国の総合戦略を勘案した地方版総 合戦略のこと。

■都市機能

都市の持つ様々な働きやサービス。商業、業務、工業、流通、居住などの機能をはじめ、教育、文化、芸術、交流、娯楽、政治、行政などの都市におけるあらゆる活動主体の多様なニーズに対応する機能の総称。

■都市計画

都市計画法第 4 条で規定される都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地 利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画。

■都市計画基礎調査

都市計画法第6条に基づき、都市における人口、産業、土地利用、交通などの現況及び将来の見通しを定期的に把握し、客観的・定量的なデータに基づいた都市計画の運用を行うための基礎となるもの。

■都市計画区域

都市計画法第5条に基づき都道府県が指定する、一体の都市として総合的に整備し、 開発し、及び保全する必要がある区域。本市全域は、仙塩広域都市計画区域に属す。

■都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

決定された都市計画区域ごとに、都市計画の目標、土地利用、都市施設の整備及び市 街地開発事業に関する主要な都市計画の方針を策定したもの。「都市計画区域マスター プラン」とも呼ばれる。

■都市計画道路

都市計画法第 11 条第 1 項第 1 号により、都市計画に定めることのできる施設の 1 つ。ルート、幅員などを決定し、計画的に配置した道路。

■都市計画マスタープラン

都市計画法第 18 条の 2 に基づく計画で、市町村が、その創意工夫の下に住民の意見を反映しながら、まちづくりの将来ビジョン、地区別のあるべき市街地像を示すとともに、地域別の整備課題に応じた整備方針、地域の生活、経済活動等を支える諸施設の計画等をきめ細かくかつ総合的に定めるもの。

■土砂災害警戒区域

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき都道府県知事が指定する急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われる。

■土砂災害特別警戒区域

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき都 道府県知事が指定する急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民 等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると求められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる。

な行

■農用地区域

「農業振興地域の整備に関する法律」で指定される耕作の目的又は主として耕作も しくは養畜の業務のための採草、もしくは家畜の放牧の目的に供される土地等。

は行

■パーク・アンド・ライド

自宅から自家用車で最寄りの駅またはバス停まで行き、自家用車を駐車させた後、バ スや鉄道などの公共交通機関を利用して、都心中心部等の目的地に向かうシステム。

■保安林

水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公益 目的を達成するため、「森林法」に基づき、農林水産大臣又は都道府県知事によって指 定される森林。保安林では、それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木 の伐採や土地の形質の変更等が規制される。

ま行

■面整備

建築物等の建設や公園等の整備を目的に土地を整地し、一体的にまちを整備するこ と。

や行

■遊休地

土地の取得後、適正な利用が図られていない土地のこと。

■用途地域

都市計画法第8条第1項に規定する地域地区の1つであり、都市の将来像を想定し た上で、都市内における住居、商業、工業その他の用途を適切に配分することにより、 機能的な都市活動の推進や良好な都市環境の形成を図るもの。市街地を13種類の地域 類型のいずれかに指定し、建築物の用途、密度、形態等を制限する。